

令和4年4月20日

市立学校園所幼児児童生徒の保護者 様

川西市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて

陽春の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市においては、兵庫県の対処方針に基づき、一部対策の見直しを進めているところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて、下記の通り、一部変更します。下記を含め、右記(裏面)一覧表の内容を改めてご確認くださいませようお願いいたします。

学校園所においては引き続き、感染防止対策に取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校園所運営を推進いたします。各ご家庭におかれましては、毎日の登校前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

この措置は令和4年4月21日から実施いたします。この取扱いについては留守家庭児童育成クラブも同様とします。なお、今後、国や県の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、変化があった場合には、内容に変更が生じる可能性があります。

記

1 変更点

令和4年4月20日まで

幼児児童生徒と同居する家族等が、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状(ワクチン接種後を含む)がある場合、家族等の症状が消失するまで、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。

令和4年4月21日以降

幼児児童生徒と同居する家族等が、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状(ワクチン接種の副反応による発熱等の症状は除く)がある場合、家族等の症状が消失するまで、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。

2 その他

発熱等があれば、まずは地域の医療機関(かかりつけ医等)に電話でご相談の上、病院受診をお願いいたします。かかりつけ医などがなく、相談先に迷う場合は、「発熱等受診・相談センター(伊丹健康福祉事務所)」「(平日9時～17時30分 072-785-9437)や「兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター」(24時間受付(土日祝日含む) 078-362-9980)へご相談ください。

【参考】「発熱等の症状がある方へ(医療機関受診方法の案内)」(兵庫県ホームページ)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hatsunetsusoudan.html>

【川西市】新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて

【令和4年4月21日～】

二重下線は前回からの変更箇所

幼児児童生徒が、

新型コロナウイルスに感染した場合	保健所から指示された自宅等への待機期間（入院の場合、入院期間を含む）を出席停止とする。 保健所からの指示がない場合、 <ul style="list-style-type: none">・ 有症状の方は、発症日から10日間経過し、かつ、症状が消失した後72時間を経過するまで出席停止とする。・ 無症状の方は検査日の翌日から症状が出ないまま7日間を経過するまで出席停止とする。
濃厚接触者になった場合	保健所から指示された自宅待機期間を出席停止とする。 保健所からの指示がない場合、 <ul style="list-style-type: none">・ 陽性者と最後に会った日（陽性者が同居家族等の場合は、「陽性者の発症日」）の翌日から7日間を経過するまで出席停止とする。ただし、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目からの登校を可とする。 <p>同居のご家族が陽性者となった場合は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を行ってください。</p>
医師や保健所の指示でPCR検査や抗原検査を受ける場合（念のための検査を含む）	結果が判明するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状（ワクチン接種後を含む）がある場合	症状が消失するまで出席停止とする。（ただし、医療機関を受診し、左記の症状が新型コロナウイルス感染症以外の疾患によるものと診断され、かつ、学校園所での生活に支障がないと保護者が判断する場合はこの限りではありません。） ～発熱に対して解熱剤を使用した場合～ 解熱後、解熱剤を使用せずに、37.4 以下の状態が24時間以上続いていることを確認してください。
感染が心配で、登校園所を見合わせる場合	同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校園所長が判断する場合は出席停止とする。
医療機関等において新型コロナワクチンの接種を受ける場合	学校園所に相談の上、出席停止扱いとすることができる。

幼児児童生徒と同居する家族等が、

新型コロナウイルスに感染した場合	保健所から幼児児童生徒に対して指示された期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。 保健所からの指示がない場合、 同居家族は濃厚接触者に該当するため、上記 参照
医師や保健所の指示でPCR検査や抗原検査を受ける場合（念のための検査を含む）	家族等の検査結果が判明するまでの期間を、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。
発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状（ <u>ワクチン接種の副反応による発熱等の症状は除く</u> ）がある場合	家族等の症状が消失するまで、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。（ただし、医療機関を受診し、左記の症状が新型コロナウイルス感染症以外の疾患によるものと診断された場合は、幼児児童生徒は出席可） ～発熱に対して解熱剤を使用した場合～ 解熱後、解熱剤を使用せずに、37.4 以下の状態が24時間以上続いていることを確認してください。

ここでの「念のための検査」は、感染の疑いでの検査やクラスター検査を指しており、事業者や個人が自らの発意で行うPCR検査は含めません。

保育料の減額の取扱いは上記と異なり、別に定めております。また、育成料の減額の取扱いは一部上記と異なる場合がありますのでご注意ください。詳しくは市ホームページをご確認ください。